



令和3年11月5日

担当課	企業総務課
担当者	北山
電話	435-1124
内線	3309

## 水道料金の減免措置及び機器補償の窓口設置について

10月3日に発生した六十谷水管橋の破損により紀の川以北地域で生じた断水にかかる減免措置及び機器補償の窓口設置の対応については次のとおりです。

### ・水道料金の減免措置について

基本料金も含め1か月分の減免を行います。

また、使用者に減免等のお知らせを送付し、事前に減免後の水道料金をお知らせいたします。

【営業課 土井 435-1128】

### ・機器補償の窓口設置について

紀の川以北地域での断水に係る機器補償の窓口設置を行います。

令和3年11月6日(土)から令和3年12月23日(木)まで受付窓口を次のとおり開設します。

申請書類については、受付窓口で配付するほか、ホームページに掲載いたします。

また、紀の川以北地域の支所・連絡所・文化会館(18か所)でも配布いたします。

【開設場所】河北コミュニティセンター、河西コミュニティセンター、北コミュニティセンター、和歌山市役所1階

【開設時間】午前9時から午後7時まで

《補償の内容》断水による給水機器等の修繕等の補償を行います。(ただし、事前通告による「にごり水」は除く)

補償は、賠償責任保険の適用範囲(直接損害に関するもの)に準拠

補償内容		水管橋破損による断水分	仮復旧通水後ににごり水分
機器補償	受水槽・給湯機器・浄水器・水洗トイレ等の故障による修繕・買替費用(故障機器の残存価格内で対応)、点検費用(修繕した場合)	○	
損害補償	断水やにごり水により売り物にならなかった廃棄製造品・廃棄食材等の補償費用、一般家庭における洗濯衣類等がにごり水で汚れた補償費用	○ ※1	× ※2
健康被害補償	断水やにごり水に伴う体調不良による通院費用等	○	

※1: 汚れた衣類等の賠償(同等品の範囲内)は○、汚れのクリーニング代は×

※2: 周知により予見できるため適用外

【上・工業用水道管理課 浜田 435-1301(管路整備課内)】

【管路整備課 水落 435-1301】 【維持管理課 辻瀬 435-1131】

お問い合わせ先

コールセンター: 073-435-1353